

手話言語条例の制定に取り組んでいます

手話はこれまで言語として認められず、手話を使用する環境も整備されてこなかったため、ろう者（耳が聴こえないかた）は必要な情報を得ることや、意思疎通することが難しく、多くの不便を抱えて生活してきました。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたことから、手話に対する理解を深め、手話を普及し、手話を使いやすい環境を整備していくことが求められています。

市では、このような状況を受け、「手話は言語である」との認識に基づき、手話の理解と普及を図り、ろう者とろう者以外のかたが共に支えながら暮らしていくことができる「共生社会」の実現を目指し、「手話言語条例」の制定に取り組んでいます。

条例案の作成に当たり、市民の皆さんのご意見を伺うため、令和元年7月28日(日)、10月27日(日)、12月8日(日)の3回にわたり、手話言語条例検討会を開催しました。

検討会には、関係団体から推薦されたかたや、公募に応じたかたが参加され、意見交換を行いました。



検討会の様子

条例(案)の内容

前文

条例制定の背景や、趣旨についての記述です
手話は言語であるとの認識のもと、共生社会の実現を目指して手話言語条例を制定します

第4条 市民の役割

基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めましょう

第1条 目的

基本理念を定め、市・市民・事業者の責務・役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することで、共生社会の実現を目指します

第5条 事業者の役割

基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策への協力、ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努めましょう

第2条 基本理念

手話は言語であると認識し、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とします

第6条 施策の推進

障害者基本計画に手話関連の施策を定めます
また、計画の策定、推進に当たっては、関係者の意見を聴く場を設けるよう努めます

第3条 市の責務

手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を推進します

第7条 財政上の措置

手話に関する施策を推進するために必要となる財政上の措置をできる限り講ずるよう努めます

パブリックコメントを実施します

手話言語条例(案)について、ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください

公募期間 2月3日(月)～3月3日(火)

公表場所 市役所(1階市政情報コーナー、福祉課)、保健福祉総合センター(はぴすしらおか)、中央公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター【こもれびの森】、市公式ホームページ

提出方法 住所、氏名、連絡先、ご意見を記載のうえ、福祉課へ持参、郵送、FAX、電子メールまたは、公表場所に設置の意見回収箱にご提出ください。
詳しくは、公表場所に備え付けのお知らせをご覧ください。

問合せ 福祉課障がい者福祉担当 内線162